

同志国間サプライチェーン協力の法と経済学： IPEF-CRN から CPTPP へ

久野 新

Law and Economics of Supply Chain Cooperation among Like-minded Countries: From IPEF-CRN to CPTPP

Arata KUNO

はしがき

企業は長らく、生産拠点の最適配置と在庫の極小化を通じ、最も効率的なサプライチェーン（供給網）の構築を追求してきた。こうした経済合理性に基づく企業の行動は、ミクロの視点に立てば極めて合理的であり、消費者利益と世界経済の成長に大きく貢献してきた。しかしながら、個々の企業の合理的判断の積み重ねの結果を国レベルで見ると、重要物資の特定国への過度な依存と、外部ショックに対する冗長性の欠如という深刻な脆弱性をもたらした。いわゆる「合成の誤謬」である。

これらの潜在的なリスクは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミック、米中対立の激化に伴う関税および輸出規制の報復合戦、日本などを標的とする中国の経済的威圧、さらには各地での地政学リスクの高まりにより、現実の供給網途絶として顕在化しつつある。こうした事態は、医療物資、半導体、重要鉱物など、国民の生存と経済活動に不可欠な物資の不足を惹起し、単なる価格上昇に留まらず、公衆衛生上の問題や生産現場の混乱を含む広範囲な社会的コストをもたらした。一連の途絶に直面した主要国政府は、重要物資の供給網を強靱化する政策を次々と導入した。

日本でも 2022 年 5 月、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）」が制定され、半導体やレアアースを含む「特定重要物資」の安定供給確保に向けた制度的枠組みが整備された。しかしながら、天然資源の地理的偏在や生産能力上の制約を踏まえれば、いかに国内法制を整備しようとも、一国単独ですべての重要物資を国産化することは困難である。以上が、各国が供給網を強靱化するにあ

たり、同志国との協力枠組みが必要となる理由である。

こうした要請に応える形で誕生したのが、2022 年 5 月に米国バイデン大統領（当時）によって提案された「インド太平洋経済枠組み（Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity: IPEF）」の「IPEF サプライチェーン協定」である。2023 年 11 月に署名された同協定は、サプライチェーンが途絶した際の具体的な連携手続を規定する世界初の複数国間協定であり、日本を含む 14 か国が参加している。とりわけ同協定に基づき設置された「IPEF サプライチェーン危機対応ネットワーク（Crisis Response Network: CRN）」は、供給網の途絶時に、締約国間で緊急会合を開催して情報を共有し、物資の融通を含む各種協力を円滑化する具体的な手続を規定している。本稿で検討するとおり、この枠組みは、途絶時における情報の非対称性を緩和し、各国の情報探索コストや調整コストを低減させる制度的インフラとして極めて高い有用性を有している。

一方、2025 年の第二次トランプ政権の誕生に伴い、IPEF の先行きには不透明感が漂っている。トランプ政権が自国優先主義を強め、多国間協調よりも二国間のデールを優先する中、バイデン政権の遺産ともいえる IPEF 自体が今後形骸化していく可能性は否定できない。他方、地政学的な緊張が常態化した今日において、供給網の途絶リスクは依然として消失していない。したがって、IPEF が提示した「サプライチェーン途絶時の同志国間協力メカニズム」の機能を、より実効性を伴う別の枠組みへと継承・展開することが急務となっている。

本稿は、サプライチェーン途絶時における同志国間協力のモデルケースとしての IPEF-CRN に注目し、その機能と意義、および「同志国間優先性（特定国間での協

力)」「WTO 整合性」「実効性 (履行強制力)」をめぐるトリレンマ構造を分析する。その上で、日本を含むミドルパワー諸国が主導する「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)」や、CPTPP と EU および ASEAN との広域連携においても同様の機能を実装することの意義について指摘する。

第 1 節 IPEF サプライチェーン協定と危機対応ネットワーク

1. IPEF の立ち上げと交渉経緯

IPEF は 2022 年 5 月、バイデン大統領の訪日に際して開催された首脳級会合において正式に立ち上げが宣言された。米国が環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) から離脱した後、インド太平洋地域における経済的な関与を再構築し、同志国間で経済分野での連携強化を図るための新たなプラットフォームとして構想されたものである¹。

参加国は、日本、米国、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、インド、フィジーに加え、ASEAN からインドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ブルネイの 7 か国が参加し、計 14 か国で構成されている。従来の自由貿易協定 (FTA) とは異なり、関税撤廃を主たる目的とせず、サプライチェーンの強靱化を含む地域の諸課題に対処するためのルール形成や協力に重点を置いている点の特徴である。

2022 年 9 月のロサンゼルス閣僚級会合において、IPEF は「貿易 (trade)」、「サプライチェーン (supply chains)」、「クリーン経済 (clean economy)」、「公正な経済 (fair economy)」という 4 つの柱 (pillars) から構成されることが合意され、交渉が開始された²。このうち、本稿が焦点を当てるサプライチェーン分野については交渉が最も早く進展し、2023 年 5 月のデトロイト閣僚会合において実質妥結が発表された³。これは IPEF 全体として初の具体的成果であり、同年 11 月のサンフランシスコ閣僚会合において「サプライチェーンの強靱性に

¹ 外務省「インド太平洋経済枠組み (IPEF)」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ipef.html> (2025 年 11 月 3 日最終閲覧)。

² 外務省「山田外務副大臣のインド太平洋経済枠組み (IPEF) 閣僚級会合への出席 (結果)」(2022 年 (令和 4 年) 9 月 10 日) https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000922.html (2025 年 11 月 3 日最終閲覧)。

³ 外務省「IPEF サプライチェーン協定交渉の実質妥結に関するプレスステートメント (仮訳)」(2023 年 (令和 5 年) 5 月 27 日) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100511733.pdf> (2025 年 11 月 25 日最終閲覧)。

関する繁栄のためのインド太平洋経済枠組み協定」として署名に至った⁴。

なお、「サプライチェーン協定」、「クリーン経済協定」、「公正経済協定」、および各協定を横断する事項を取り扱うための「IPEF 協定」は、その後発効に至っているが、労働、環境、デジタル貿易といった論点を含む「貿易協定」の交渉は難航し、事実上の凍結状態にある。

2. IPEF サプライチェーン協定の目的と構造

IPEF サプライチェーン協定は、供給網の強靱化に向けた具体的な連携手続を規定する世界初の複数国間協定である。

平時の連携機能としては、締約国にとって脆弱性の高い物資を洗い出し、是正するためのメカニズムが整備されている。具体的には、各締約国は、自国の安全保障、公衆衛生及び安全、重大な経済的混乱の防止にとって欠かせない「重要分野 (critical sectors)」および「重要物品 (key goods)」を特定し (第 10 条 1 項)、協定第 6 条に基づき設置される「IPEF サプライチェーン理事会」を通じて他の締約国に通報する義務を負う (第 10 条 3 項)。さらに理事会は、3 か国以上の締約国が共通して特定した重要分野または重要物品の強靱性及び競争力向上に向けた勧告を行う「行動計画チーム」を設置し (第 6 条 7 項 (b))、供給源の多様化、原材料の生産能力拡大、物流上のボトルネック解消、共同融資、共同研究開発の促進、貿易円滑化などを目的とした「行動計画 (Action Plans)」を検討し、議論する (同 (c))。これにより、各国が独自に行っていたサプライチェーン強靱化政策を締約国間で調整し、域内で重複を避けつつ効率的に政策を推進することが可能となる。米国商務省の発表によると、2024 年 9 月の理事会では半導体、化学品、バッテリー用の重要鉱物に関する行動計画チームを設置することが合意された⁵。

一方、事前に予期し得なかったサプライチェーンの途絶が発生した際、すなわち「緊急時」の連携機能としては、

⁴ 「サプライチェーンの強靱性に関する繁栄のためのインド太平洋経済枠組み協定」(2023 年 (令和 5 年) 11 月 14 日署名) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100581549.pdf> (2025 年 12 月 1 日最終閲覧)。

⁵ U.S. Department of Commerce, “U.S. and IPEF Partners Hold First In-Person Meetings of the IPEF Supply Chain Council and the IPEF Crisis Response Network” (September 14, 2024) <https://www.commerce.gov/news/press-releases/2024/09/us-and-ipef-partners-hold-first-person-meetings-ipef-supply-chain> (2025 年 11 月 7 日最終閲覧)。

本協定最大の特徴である「IPEF サプライチェーン危機対応ネットワーク (CRN)」が設置されている (第7条1項)。CRNの役割は、想定外の供給網途絶が発生した際、締約国間で迅速に関連情報を共有すること、ならびに途絶への対応に関する協力を円滑にすることである (第7条2項(a)および(b))。

具体的には、サプライチェーンの途絶またはその恐れに直面した締約国は、CRNを通じて緊急会合の開催を要請することができ、原則として15日以内に会合が開催される (第12条1項)。要請国は、途絶が要請国の安全保障、公衆衛生、経済などに与え得る影響、途絶の原因、予想される途絶の期間、影響を受けるおそれがある分野、当該要請国が採用する措置、および他の締約国に期待する支援内容などの情報を共有し (同2項)、他の締約国は、可能な範囲で、自国の法令に従い、市場原理・民間部門の行動を尊重しつつ、要請国に対して次節で述べる各種支援を行う (同3項)。

なお、CRNには、将来起こり得る重要物資のサプライチェーンの途絶を想定して平時から「合同机上訓練 (table-top exercises)」、すなわち合同模擬演習を実施する機能も与えられている (第7条2項(c))。報道によると、この机上訓練はこれまで少なくとも3回開催されており、2024年9月には「尿素水」の供給途絶を、2025年5月にはパンデミックの発生に伴う「医薬品」の不足を、そして同年10月には「重要鉱物資源」の不足と価格高騰を想定した机上訓練が実施されている。一方、第二次トランプ政権が発足した後の2025年の二度の訓練に米国は参加しなかったとされる⁶。

このように、IPEF サプライチェーン協定は、理事会による「重要分野の特定と行動計画」という平時のリスク低減策と、CRNによる「緊急時の情報共有と連携」という有事の危機管理策を車の両輪として機能させることで、地域としてのサプライチェーン強靱化を実現しようとするものである。

第2節 危機対応ネットワークにおける協力メニュー

1. 協定が想定するサプライチェーン途絶の原因

CRNの具体的機能を論じる前提として、IPEF サプラ

イチェーン協定が「サプライチェーン途絶の原因」としていかなる事態を想定しているかを確認しておく。

同協定は「サプライチェーンの途絶」を、物資の生産と越境移動、物資へのアクセス、または関連する不可欠なサービスの提供を著しく損なう「深刻な中断、遅延又は不足」と定義している (第1条)。さらに前文では、サプライチェーンの途絶の原因となり得る事象を例示している。具体的には、パンデミックまたは地域的な伝染病、気象による事象、災害、サイバー・インシデント、物流の中断、原材料もしくは部品の供給不足、ボトルネック、または武力紛争が挙げられている。

このように、同協定の射程には、域内における物資の生産量が不足するケースに留まらず、自然災害や基幹インフラへの攻撃などにより物流が混乱し、物資が必要な場所に届かないといった状況も含まれている。したがってCRNでは、輸送や貿易円滑化に関する協力にも重きが置かれている (詳細後述)。CRNは、これら複合的な要因によって生じるサプライチェーンの途絶の影響を、締約国間の協力によって効果的に緩和するための制度的枠組みとも言える。

なお、協定前文で列挙されている「途絶の原因」の中に、「経済的威圧 (economic coercion)」という文言は含まれていない。ただし、前文に記載された諸要因はあくまでも例示であるため、特定国による輸出制限などにより締約国の供給網が混乱し、「深刻な中断、遅延又は不足」が生じた場合にもCRNを活用することは可能と考えられる。

2. IPEF 危機管理ネットワークにおける協力メニュー ：法と経済学的分析

本協定の革新性は、供給網途絶への対応に関する協力を円滑にすべく、締約国が相互に支援し合うための手続と支援メニューが豊富に記載されている点にある。前述のとおり、第12条3項は、途絶が生じた際に各締約国が「可能な範囲で」、自国の法令および市場原理を尊重しつつ、要請国を支援することを約束 (commit) すると規定している。支援の方法としては、以下のメニューが列挙されている⁷。

1) ベストプラクティスの共有

第一に、供給網途絶の対応法に関する過去の経験やベストプラクティスの共有である (第12条3項(a))。た

⁶ Jason Asenso, "IPEF members hold minerals-focused supply chain drill as U.S. remains silent on its role," *Inside U.S. Trade*, October 23, 2025, <https://insidetrade.com/daily-news/ipef-members-hold-minerals-focused-supply-chain-drill-us-remains-silent-its-role> (2025年11月10日最終閲覧)。

⁷ 以下の議論の一部は、政府関係者へのヒアリングの結果に基づく。

たとえば、COVID-19のパンデミックが発生した際には日本で「手指消毒用」のアルコールが不足した。このとき日本政府は、モノの表面の消毒については塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム水溶液）など代替品を用いることを推奨⁸、アルコールに対する需要を抑制すると同時に、希少な手指消毒用アルコールは医療機関に優先供給するなどの措置を採った⁹。CRNを通じてこうしたノウハウを他国に共有することで、将来、同様の危機に直面した締約国の学習コストを低下させ、効果的な対策の迅速な実施につながることを期待される。

2) ビジネス・マッチングの円滑化

第二に、サプライチェーンの修復を支援するための「事業取引のあっせん（ビジネス・マッチング）」の円滑化である（第12条3項(b)）。たとえば、局地的な自然災害の結果として一部締約国（A国）で特定の重要物資が不足しているケースを想定する。このとき、A国政府がCRNを通じて必要とする物資やその量など具体的なニーズを表明する。これを受け、他の締約国（B国）政府が自国企業に対して在庫の有無や販売意思を打診することで、迅速な取引成立が期待される。CRNという制度的枠組みが政府間の連絡チャンネルとして機能することで、有事の際の情報探索コストの低減とマッチングの効率性上昇をもたらし、サプライチェーンの早期復旧を可能とすることが期待される。

3) 不足物資の増産・転用の奨励

第三に、他の締約国において不足している物資の生産増大、ならびに生産ラインの一時的な転用（repurposing）および転換（conversion）を自国の民間部門に奨励することである（第12条3項(c)）。パンデミック初期、日本では電機メーカーなどがマスク生産に参入したが、これは政府による直接購入というインセンティブ付与が背景にあった¹⁰。CRNの枠組みでは、これを国家間協力に

⁸ 厚生労働省・経済産業省・消費者庁「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html（2025年11月1日最終閲覧）。

⁹ 厚生労働省「手指消毒用エタノールの優先供給スキーム」<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000609281.pdf>（2025年11月1日最終閲覧）。

¹⁰ 日本経済新聞「シャープ、マスクの出荷開始 まずは政府調達向け」（2020年3月31日）<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ057465200R30C20A3LKA000/>（2025年11月1日最終閲覧）。

応用することが想定される。

たとえば、マスク不足に陥ったA国のために、他の締約国（B国）政府がB国企業に増産などを依頼するようなケースである。この際、A国政府がB国企業の増産分について買上げを保証する、すなわち国境を越えた政府調達の確約を行うなどの措置を講じることで、B国企業の増産インセンティブを高めることが期待される。

4) 途絶時の民間部門との対話

第四に、民間部門との対話である（第12条3項(d)）。域内の供給網が途絶した際に、物資の円滑な流通を担保するためには、各国政府が民間企業との対話を密にし、情報共有や協力要請を行うことが不可欠となる。これは、個別企業が保有する在庫や物流の情報を政府が正確に把握して情報の非対称性を解消する上でも、また、不確実性下における企業の過剰な在庫積み増し（パニック需要）を抑制する上でも有益である。

なお、協定第6条10項では、サプライチェーンの強靱性や効率性に関する助言を得るための「最高経営責任者（CEO）フォーラム」の設立が規定されている。途絶の際にも、同フォーラムを通じた官民対話や調整メカニズムが機能することで、域内の資源配分の最適化を目指すものである。

5) 共同調達

第五に、物資および関連サービスの「共同の調達と提供（joint procurements and delivery）」の探求ならびに円滑化である（第12条3項(e)）。人口規模の小さい国は、有事の際に単独で物資を確保しようとしても、ロットが小さく後回しにされたり、十分な価格交渉力を持たないという課題がある。また、日本の総合商社のように、緊急時に重要物資を国外から調達するための高度なネットワークや専門知識が、国内企業に十分備わっていない締約国も存在する。こうした課題を克服すべく、CRNを通じて、たとえば調達能力の高い締約国（B国）が物資を購入する際、調達能力の低い他の締約国（A国）の分までまとめて共同購入（一括発注）を行うことで、確実な物資確保につながることを期待される。

6) 代替物流ルートへのアクセス確保

第六に、代替的な海上・航空輸送ルートへのアクセス円滑化、ならびに港湾・内陸輸送の円滑化である（第12条3項(f)および(h)）。サプライチェーンの途絶は、生産停止だけでなく、物流のボトルネックによっても引き起こされ

る。重要物資を国外から迅速に海上・航空輸送する能力は、締約国の間で必ずしも一様ではなく、国によって格差が存在する。CRN では、これらの能力を十分持たない国への輸送能力の提供 (f) 項)に加え、港湾から内陸部への輸送支援 (h) 項)についても規定している。後者は、外国の物資が自国の港まで到着しているものの、国内輸送の寸断で内陸まで運べないケース、あるいは災害で締約国の港湾自体が機能不全を起こし、別の締約国への輸出が停止するケースなどが想定される。CRN は、各国が連携して代替輸送手段の提供やインフラのボトルネック解消に向けた協力を行うことで、供給網の迅速な修復を図るものである。

7) 乗組員の越境移動円滑化

第七に、航空機および船舶の乗組員の国境を越える移動の円滑化である (第 12 条 3 項 (g))。たとえばパンデミックの発生時、貨物機のパイロットや貨物船の船員が他国に到着するたびに入国手続を経て隔離施設へ送られ、そこで一定期間隔離された場合、さらなる物流の遅延と物不足の深刻化を招きかねない。

CRN においては、こうした事態を回避するため、たとえば乗組員を正式に入国させず、空港や港湾の制限区域内で業務を完結させることを条件に、都度の隔離措置を免除するといった運用上の取決めを行うことが想定される。これにより、公衆衛生上の要請と物流の継続性を両立させ、貿易円滑化と遅延の減少を図ることが可能となる。

8) 過大な価格での販売・退蔵防止

第八に、サプライチェーン途絶時における物品やサービスの過大な価格での販売や退蔵 (売り惜しみ) を防止するための取組である (第 12 条 3 項 (i) および (k))。たとえばパンデミックの発生時、日本ではネット上でマスクなどを高額転売する行為が多発し、不足や市場の混乱に拍車をかける一因となった。日本政府は「国民生活安定緊急措置法」の政令を改正して転売を禁止し、違反者の書類送検¹¹、ならびにメルカリなどのプラットフォーム事業者への協力要請を通じてこれを鎮静化させた¹²。

¹¹ 日本経済新聞「マスク転売、全国初の摘発 容疑の男を書類送検」(2020年5月23日) <https://www.nikkei.com/article/DGKKZO59493350A520C2CC1000/> (2025年11月7日最終閲覧)。

¹² 日本経済新聞「マスク転売対策急ぐ ヤフーやメルカリ、政府は禁止へ」(2020年3月6日) <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO56465970W0A300C2CE0000/> (2025年11月7日最終閲覧)。

同時に、民間企業の買い占めや売り惜しみが広がれば、これも価格の高騰や物不足を招く要因となる。

グローバルな規模で物不足が発生した際、仮にある締約国 (A 国) で高額転売や退蔵が放置されて価格が高騰すると、裁定利益を求めて他の締約国からも物資が A 国に流入し、結果として他国の物不足や医療現場の混乱といった負の外部性を拡大させる問題が発生する。CRN を通じ、締約国が協調してこうした行為の抑制に取り組むことは、域内における急激な価格高騰や特定国への物資の偏在を防ぐ上で有益である。

もっとも、すべての IPEF 締約国が非締約国への輸出制限措置を課さない限り、制限を課していない締約国が「抜け穴」となり、裁定利益を求めて当該国経由で重要物資が非締約国に流出する可能性も想定される。一方、非締約国への流出を阻止すべく、IPEF 全締約国で非締約国に対する一律の輸出制限を課す場合、既存の WTO ルールとの整合性を問われるというジレンマに直面することになる (詳細後述)。

9) 輸出関連手続きの迅速化

最後に、輸出関連手続きの迅速化である (第 12 条 3 項 (j))。有事の際、輸入国側は物資確保のために通関を急ぐが、供給側である「輸出国側」の税関手続がボトルネックとなり物流が停滞するケースも想定される。たとえば輸出禁止措置が採られていない場合であっても、パンデミックに伴う出勤制限、あるいは人・物との接触回避要請により税関の処理能力が低下し、物理的に通関が遅延する可能性である。また、たとえば医療用マスクの輸出が禁止された際、規制対象外である代替材 (工業用マスク) についても、それが医療用でないことを確認するために厳格な確認がなされる可能性もある。

CRN において、こうした問題に関する情報共有を行い、輸出国側の税関手続の遅延を回避するための調整を行うことは、危機時における貿易を円滑化し、輸入国における物資不足や公衆衛生上のリスクを最小化する上で不可欠な機能といえる。また、WTO の貿易円滑化協定が主に輸入国の通関改善を重視しているのに対し、IPEF サプライチェーン協定は有事の際の輸出国側の税関手続の円滑化や締約国間の調整にも踏み込んだ点に新規性がある。

第 3 節 IPEF 危機管理ネットワークの評価と課題

1. 経済学的な意義と特定状況下における課題

前節で述べた通り、IPEF-CRN は、サプライチェーン

の途絶時における締約国間あるいは官民の情報の非対称性を緩和しつつ、各種の情報探索コストや調整コスト、および貿易コストを削減する点において、市場機能を補完する意義を有する。また「優先供給スキーム」や「転売・退蔵防止」に見られるように、締約国間で足並みを揃えて価格高騰や物資の偏在に対処することは、域内全体の資源配分を最適化する役割を果たす。さらに、CRNを通じて増産インセンティブの付与や物流・通関面でのボトルネック解消を協調して行うことは、供給網の迅速な修復を実現するための独創的な枠組みといえる。

しかし、Kuno (2022) が指摘するように、IPEF-CRNのメカニズムはあらゆる危機において機能する「万能薬」ではない。たとえば特定締約国においてのみ物資が不足し、他の加盟国には増産余力や在庫が存在する「局地的な途絶」の場合、CRNを通じた相互扶助は機能するであろう。しかし、パンデミック初期のように全締約国が同時に深刻な物資の不足に陥る「グローバルな不足」の局面では、各国政府は自国民への物資の供給を最優先する政治的圧力に晒される。このような状況下では、他国を支援するインセンティブが著しく減退し、協定上の協力義務よりも輸出制限などによる物資の囲い込みが優先される「囚人のジレンマ」に陥ることで、CRNが機能不全を来すリスクもある。

加えて、情報開示に伴うリスクも無視できない。IPEF サプライチェーン協定は、CRNの緊急会合を要請する際、影響を受ける物資の詳細を含む情報の共有を要請国に求めている（第12条2項）。一方、ある国が重要物資の深刻な不足に直面している事実を公にすることには、一定のリスクも伴う。協定第13条では、各締約国に対して、支援要請国から共有された機密情報を保全する義務を課しているものの、実務上、官民対話の過程で情報が市場に漏洩する懸念は残る。

仮に情報漏洩が生じれば、それが投機的な動きを誘発し、他国や民間事業者による「買い占め」を加速させることで、不足や混乱をかえって助長するおそれもある。このように、効果的な支援を受けるための「情報共有の必要性」と、市場の混乱を回避するための「秘匿性の維持」とのバランスをいかに保つかは、CRN運用上の極めて重要な課題といえる。

2. WTOルールとの整合性をめぐる法的課題

CRNが抱えるもう一つの課題は、その支援措置のWTO整合性である（Kuno, 2022; Delev, 2025）。IPEF サプライチェーン協定は、締約国に対し、WTO協定に基

づく義務に反する態様で本協定を実施することを許容しない旨を明記している（第18条）。しかし、IPEFはGATT第24条に基づき通報された地域貿易協定（RTA）ではない。そのため、CRNに基づくIPEF締約国間での物資の優先的供給や通関手続の簡素化は、非締約国に対する差別的措置としてGATT第1条（最恵国待遇）に抵触するリスクを孕んでいる。また、締約国への物資の供給を優先するために、非締約国への輸出を事実上制限するような行政指導や協力要請が行われる場合、これはGATT第11条（数量制限の一般的廃止）、および第13条（数量制限の無差別適用）の規律にも抵触し得る。

無論、IPEF締約国側はGATT第20条(j)（供給不足時の不可欠な措置）に基づく正当化を試みるかもしれない。しかし、Delevが指摘するとおり、同条項は「すべての締約国が当該製品の国際的供給について衡平な取分を受ける権利を有する」という原則を遵守することを条件としており、IPEF締約国のみを優遇する排他的な供給網の構築を正当化することは容易ではない。また、第21条（安全保障例外）についても、供給網の途絶が常に「国際関係における緊急事態」に該当するかは議論の余地があり、締約国のみを優遇するサプライチェーン強靱化措置の免罪符とはなりにくい。

Delevは、こうしたWTOルールとの衝突を回避するため、IPEF サプライチェーン協定では特定の措置を厳格に義務付けることが回避されており、「意図する（intend）」や「できる（may）」といった法的拘束力の弱い表現（ソフトロー）や「行動の義務」が中心に据えられていること、その結果として、本協定自体は各国の自発的な協力に依存する緩やかなネットワークに留められていることを指摘している。また、WTO整合性の問題については、制度そのものの違法性ではなく、各国が実際にいかなる措置を発動するかという運用の問題へと先送りされたと論じている。

3. IPEFが直面するトリレンマ

以上を踏まえれば、サプライチェーン強靱化を目的とした同志国間の枠組みは、「同志国間優先性（特定国間での協力）」「WTO整合性」「実効性（履行強制力）」の三者を同時には満たせないというトリレンマを内包している。そしてIPEF サプライチェーン協定では、WTO違反の訴訟リスクを最小化しつつ同志国間の連携を維持するために、あえて条文上の法的拘束力を弱めるという、「実効性」を犠牲にした制度設計が選択されたと解釈できる。無論、強制力の弱さを孕みつつも実務的なネット

ワークを維持する IPEF の試みは、無策による供給途絶を回避するための「次善の策」としては妥当な判断であったと評価できよう。

一方、現在、日本やその同志国が直面しているより本質的な課題は、国民生活を脅かす「供給網途絶リスク」と、国際法上の「訴訟リスク」とのいずれを優先的に回避すべきかという選択である。上記のトリレンマに即して言えば、WTO における新ルール策定の難しさや地政学的な要請から「同志国間優先性」を所与とした場合、一定の訴訟リスクを引き受けてでも途絶時の融通や増産を担保する「実効性」に重きを置くのか、あるいは依然として「WTO 整合性」を死守し、実効性を犠牲にするのか、という問いに他ならない。これは IPEF-CRN に限らず、今後他の国際枠組みに同種の機能を移植・展開し、実効的なサプライチェーン強靱化協力を推進していく際にも直面せざるを得ない、避けては通れない制度設計上の決断である。

第 4 節 CPTPP における展開可能性と地域間連携への応用

今日、日本企業を取り巻くサプライチェーンは、トランプ政権の関税政策、および中国による経済的威圧といった要因により、未曾有の不確実性に晒されている。こうした中、バイデン政権下で設立された IPEF は、サプライチェーン協定を中心に一定の成果を上げたものの、第二次トランプ政権の誕生に伴い、その活動は停滞を余儀なくされている。CRN の共同机上演習など一部の活動は継続しているものの、米国政府が IPEF の将来について沈黙を守る現状では、枠組みの持続可能性は極めて不透明と言わざるを得ない。

しかし、このような混迷の時代だからこそ、保護主義や威圧の影響を減殺し、予測可能性の高いビジネス環境と強靱なサプライチェーンを構築することの重要性は、かつてないほど高まっている。そこで期待されるのが、ルールに基づく自由貿易体制を重んじてきた日本、オーストラリア、カナダ、シンガポールといった「ミドルパワー」諸国で構成される CPTPP の役割である。

実際、CPTPP においてもサプライチェーンの強靱化は最優先課題の一つとして認識されている。2025 年のメルボルンでの閣僚共同声明では、CPTPP 閣僚は「サプライチェーンの強靱性」を一般見直しの優先事項の一つに掲げ、有事の連携を含む域内サプライチェーン

強靱化に向けた交渉を開始することで合意した¹³。これは、IPEF で試行された CRN のような実務メカニズムを、より法的拘束力の強い CPTPP の枠組みの中に組み込む絶好の好機といえる。IPEF-CRN は、緊急時の連絡網、情報共有、相互支援、そして机上訓練を通じた準備態勢の強化という点で、画期的な制度である。この機能を CPTPP に移植することは、単に IPEF の成果を保存するに留まらず、CPTPP の価値を「高い水準の市場アクセス」から「経済安全保障の強化」へと進化させる意義も併せ持つ。

もっとも、CPTPP が GATT 第 24 条に基づく RTA であるからといって、有事における特定国間での物資の融通や優先供給に関する訴訟リスクが完全に消滅するわけではない。第 24 条は、関税同盟や自由貿易地域の形成を一定の条件の下で正当化する規定であるが、サプライチェーン上の優先供給措置が同条の下で正当化されるか否かについては、必ずしも定かではない。措置の内容によっては GATT 第 1 条の最恵国待遇原則、GATT 第 11 条の数量制限禁止原則、数量制限が伴う場合には第 13 条の無差別適用原則との整合性等を厳しく問われる可能性がある。したがって、CPTPP への機能移植を行ったとしても、依然として実効性と WTO 整合性との間の戦略的判断を避けて通ることはできない。

なお、この CRN 型のアプローチは、CPTPP 域内に留まらず、広域的な地域間連携にも応用可能である。2025 年に開始された「CPTPP・EU 貿易投資対話¹⁴」および「CPTPP・ASEAN 貿易投資対話¹⁵」においても、サプライチェーンの強靱化は主要な協力分野として特定されている。これらの対話の枠組みの中で、「IPEF-CRN 型」の連携メカニズムを導入することは、地理的に離れた経済圏同士が相互補完的にリスクを管理する上で極めて有効な手段となろう。

たとえ IPEF という枠組み自体が停滞を余儀なくされたとしても、そこで生み出された CRN という制度的イノベーションは、他の枠組みに継承し、発展させていく

¹³ 内閣官房「第 9 回 TPP 委員会の機会における閣僚共同声明（2025 年 11 月 21 日）」https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2025/pdf/20251121_cptpp_seimei_jp.pdf（2025 年 12 月 15 日最終閲覧）。

¹⁴ 内閣官房「CPTPP・EU 貿易投資対話閣僚共同声明（仮訳）」https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2025/pdf/20251120_eu_jp.pdf（2025 年 11 月 21 日）。

¹⁵ 内閣官房「CPTPP・ASEAN 貿易投資対話閣僚共同声明（仮訳）」https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2025/pdf/20251120_asean_jp.pdf（2025 年 11 月 21 日）。

べきである。日本をはじめとするミドルパワー諸国が主導し、この「IPEF 型」の協力機能を CPTPP に移植するとともに、EU や ASEAN との広域連携においても同様の機能を展開することこそが、地政学的な荒波の中で安定的かつ強靱なサプライチェーンを維持するための現実的な解となる。その際、国際法との緊張関係を直視しつつ、有事の物資確保に向けた「実効性」をいかに優先的に担保するかという、重い制度設計上の決断が求められている。

参考文献

Delev, C. (2025) "Economic Resilience under the Indo-Pacific Economic Framework Supply Chain Agreement: Treading between Geoeconomic Ambitions and World Trade Organization Compatibility?" *World Trade Review*, 24(5), pp. 645-661.

<https://doi.org/10.1017/S1474745625000084>

Kuno, A. (2022). "Building resilient supply chains through IPEF: The possibilities and challenges" (AJISS-Commentary No. 299). The Japan Institute of International Affairs, October 6. https://www.jiia.or.jp/eng/report/2022/10/ajiss_commentary/building-resilient-supply-chains-through-ipef-the-possibilities-and-challenges.html